

平成 23 年度兵庫県水防計画改正案の概要

○ 改正の項目及び概要

1 県の組織名称・組織変更

- ・武庫川企画調整課から総合治水課に変更 等

2 指定水防管理団体の追加

- ・佐用町を指定水防管理団体に指定

3 都道府県知事と気象庁長官が共同で行う洪水予報にかかる河川（水防法第 11 条）の追加

- ・平成 22 年 9 月より洪水予報河川に武庫川、千種川の 2 河川を指定

4 神戸海洋気象台から水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類及び発表基準の見直し

- ・大雨・洪水及び高潮にかかる注意報・警報基準の変更

※ 改正の詳細については、別紙新旧対照表のとおり

章・節	旧	新																																												
第2章 第1節	<p>第2章 水防組織</p> <p>第1節 水防本部</p> <p>1. 水防本部の機構</p> <p>現地指導班</p> <p><u>神戸土地改良事務所班</u></p> <p><u>姫路土地改良事務所班</u></p> <p><u>光都土地改良事務所班</u></p> <p><u>豊岡土地改良事務所班</u></p> <p><u>朝来土地改良事務所班</u></p> <p>加古川流域流域土地改良事務所班</p> <p>篠山土地改良事務所班</p> <p>洲本土地改良事務所班</p> <p>但馬水産事務所班</p> <p>六甲治山事務所班</p> <p>各農林(水産)振興事務所班</p> <p>※ 河川関係課班</p> <p>河川整備課、<u>武庫川企画調整課</u>の職員をもって構成する。</p> <p>4 現地指導班の水防所管区域</p> <p>(2) ため池関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸土地改良事務所</td> <td>神戸市 (1市)</td> </tr> <tr> <td>姫路 "</td> <td>姫路市、神崎郡(市川町、福崎町、神河町) (1市3町)</td> </tr> <tr> <td>朝来 "</td> <td>養父市、朝来市 (2市)</td> </tr> <tr> <td>篠山 "</td> <td>篠山市、丹波市 (2市)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 農林水産省海岸関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸農林水産振興事務所</td> <td>神戸市 (1市)</td> </tr> <tr> <td>加古川 "</td> <td>明石市、加古郡(播磨町) (1市1町)</td> </tr> <tr> <td>姫路 "</td> <td>姫路市 (1市)</td> </tr> <tr> <td>光都 "</td> <td>赤穂市、たつの市 (2市)</td> </tr> <tr> <td>但馬水産事務所</td> <td>豊岡市、美方郡(新温泉町、香美町) (1市2町)</td> </tr> </tbody> </table>	班名	所管区域	神戸土地改良事務所	神戸市 (1市)	姫路 "	姫路市、神崎郡(市川町、福崎町、神河町) (1市3町)	朝来 "	養父市、朝来市 (2市)	篠山 "	篠山市、丹波市 (2市)	班名	所管区域	神戸農林水産振興事務所	神戸市 (1市)	加古川 "	明石市、加古郡(播磨町) (1市1町)	姫路 "	姫路市 (1市)	光都 "	赤穂市、たつの市 (2市)	但馬水産事務所	豊岡市、美方郡(新温泉町、香美町) (1市2町)	<p>第2章 水防組織</p> <p>第1節 水防本部</p> <p>1. 水防本部の機構</p> <p>現地指導班</p> <p><u>神戸農林水産振興事務所班</u></p> <p><u>阪神農林振興事務所班</u></p> <p><u>加古川農林水産振興事務所班</u></p> <p><u>加東農林振興事務所班</u></p> <p><u>姫路農林水産振興事務所班</u></p> <p>光都 "</p> <p>豊岡 "</p> <p><u>朝来農林振興事務所班</u></p> <p>丹波 "</p> <p><u>洲本農林水産振興事務所班</u></p> <p>加古川流域土地改良事務所班</p> <p>篠山土地改良事務所班</p> <p>洲本 "</p> <p>但馬水産事務所</p> <p>(削除)</p> <p>※ 河川関係課班</p> <p>河川整備課、<u>総合治水課</u>の職員をもって構成する。</p> <p>※ 組織改正による修正</p> <p>4 現地指導班の水防所管区域</p> <p>(2) ため池関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸農林水産振興事務所</td> <td>神戸市 (1市)</td> </tr> <tr> <td>姫路 "</td> <td>姫路市、神崎郡(市川町、福崎町、神河町) (1市3町)</td> </tr> <tr> <td>朝来 "</td> <td>養父市、朝来市 (2市)</td> </tr> <tr> <td>篠山土地改良事務所</td> <td>篠山市、丹波市 (2市)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 農林水産省海岸関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸農林水産振興事務所</td> <td>神戸市 (1市)</td> </tr> <tr> <td>加古川 "</td> <td>明石市、加古郡(播磨町) (1市1町)</td> </tr> <tr> <td>姫路 "</td> <td>姫路市 (1市)</td> </tr> <tr> <td>光都 "</td> <td>赤穂市、たつの市 (2市)</td> </tr> <tr> <td>但馬水産事務所</td> <td>豊岡市、美方郡(新温泉町、香美町) (1市2町)</td> </tr> </tbody> </table>	班名	所管区域	神戸農林水産振興事務所	神戸市 (1市)	姫路 "	姫路市、神崎郡(市川町、福崎町、神河町) (1市3町)	朝来 "	養父市、朝来市 (2市)	篠山土地改良事務所	篠山市、丹波市 (2市)	班名	所管区域	神戸農林水産振興事務所	神戸市 (1市)	加古川 "	明石市、加古郡(播磨町) (1市1町)	姫路 "	姫路市 (1市)	光都 "	赤穂市、たつの市 (2市)	但馬水産事務所	豊岡市、美方郡(新温泉町、香美町) (1市2町)
班名	所管区域																																													
神戸土地改良事務所	神戸市 (1市)																																													
姫路 "	姫路市、神崎郡(市川町、福崎町、神河町) (1市3町)																																													
朝来 "	養父市、朝来市 (2市)																																													
篠山 "	篠山市、丹波市 (2市)																																													
班名	所管区域																																													
神戸農林水産振興事務所	神戸市 (1市)																																													
加古川 "	明石市、加古郡(播磨町) (1市1町)																																													
姫路 "	姫路市 (1市)																																													
光都 "	赤穂市、たつの市 (2市)																																													
但馬水産事務所	豊岡市、美方郡(新温泉町、香美町) (1市2町)																																													
班名	所管区域																																													
神戸農林水産振興事務所	神戸市 (1市)																																													
姫路 "	姫路市、神崎郡(市川町、福崎町、神河町) (1市3町)																																													
朝来 "	養父市、朝来市 (2市)																																													
篠山土地改良事務所	篠山市、丹波市 (2市)																																													
班名	所管区域																																													
神戸農林水産振興事務所	神戸市 (1市)																																													
加古川 "	明石市、加古郡(播磨町) (1市1町)																																													
姫路 "	姫路市 (1市)																																													
光都 "	赤穂市、たつの市 (2市)																																													
但馬水産事務所	豊岡市、美方郡(新温泉町、香美町) (1市2町)																																													

洲本農林水産振興事務所	洲本市、南あわじ市、淡路市	(3市)
洲本土地改良事務所	淡路市、南あわじ市内の農林水産省(農村振興局)所管海岸	(2市)
光都 "	赤穂市内の農林水産省(農村振興局)所管海岸	(1市)
合計	10市 3町	

第2節

第2節 指定水防管理団体

光都 "	相生市、赤穂市、上郡町 (2市1町)
合計	28市 7町

第3節

第3節 水防連絡会

水防連絡会の構成員

水防管理団体、県民局関係課、土木事務所・尼崎港管理事務所・姫路港管理事務所、農林(水産)振興事務所、但馬水産事務所、土地改良事務所、六甲治山事務所、神戸海洋気象台、国土交通省近畿地方整備局河川関係事務所、但馬空港管理事務所、健康福祉事務所、警察署、消防団、水防団、ダム管理事務所、閘門管理者、県企業庁、自衛隊

第3章

第2節

第3章 水防態勢

第2節 水防非常配備

なお、土木事務所等、各土地改良事務所、各農林(水産)振興事務所、但馬水産事務所及び六甲治山事務所は、水防本部(水防本部長)の指令によるほか、気象及び水位又は潮位等により洪水その他災害のおそれがあると認められるとき、及び地震による堤防の漏水、沈下等又は津波の来襲が予想されるときは、水防非常配備態勢に移行するとともに、水防本部(水防本部長)及び管内水防管理者と密接な連絡をとらなければならない。

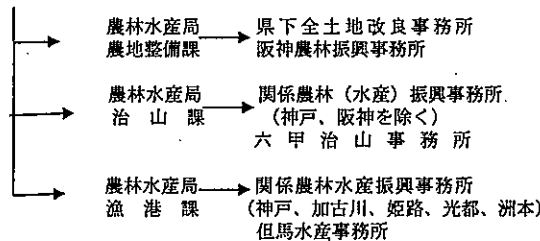
第4章

第2節

第4章 気象状況の通知

第2節 気象状況の通知

1 神戸海洋気象台の注意報・警報の通知(津波を除く)



洲本農林水産振興事務所	洲本市、南あわじ市、淡路市	(3市)
洲本土地改良事務所	淡路市、南あわじ市内の農林水産省(農村振興局)所管海岸	(2市)
(削除)	(削除)	
合計	9市 3町	

第2節 指定水防管理団体

光都 "	相生市、赤穂市、上郡町、 <u>佐用町</u> (2市2町)
合計	28市 8町

第3節 水防連絡会

水防連絡会の構成員

水防管理団体、県民局関係課、土木事務所・尼崎港管理事務所・姫路港管理事務所、農林(水産)振興事務所、但馬水産事務所、加古川流域土地改良事務所、篠山土地改良事務所、洲本土地改良事務所、六甲治山事務所、神戸海洋気象台、国土交通省近畿地方整備局河川関係事務所、但馬空港管理事務所、健康福祉事務所、警察署、消防団、水防団、ダム管理事務所、閘門管理者、県企業庁、自衛隊

第3章 水防態勢

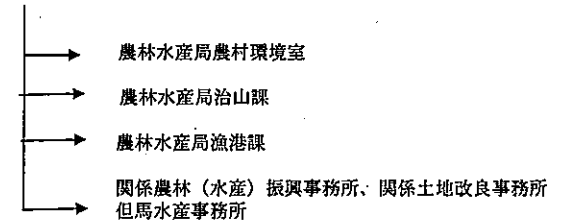
第2節 水防非常配備

なお、土木事務所等、各土地改良事務所、各農林(水産)振興事務所、各土地改良事務所及び但馬水産事務所及び六甲治山事務所は、水防本部(水防本部長)の指令によるほか、気象及び水位又は潮位等により洪水その他災害のおそれがあると認められるとき、及び地震による堤防の漏水、沈下等又は津波の来襲が予想されるときは、水防非常配備態勢に移行するとともに、水防本部(水防本部長)及び管内水防管理者と密接な連絡をとらなければならない。

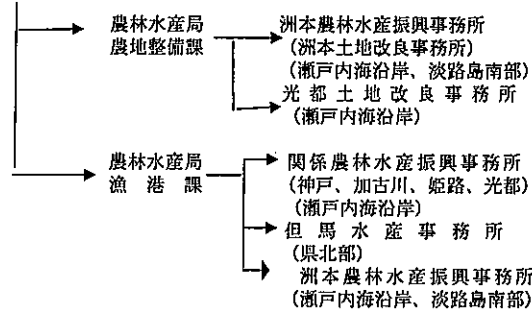
第4章 気象状況の通知

第2節 気象状況の通知

1 神戸海洋気象台の注意報・警報の通知(津波を除く)



2 津波注意報、警報の通知



第4節

第4節 都道府県知事と気象庁長官が共同で行う洪水予報

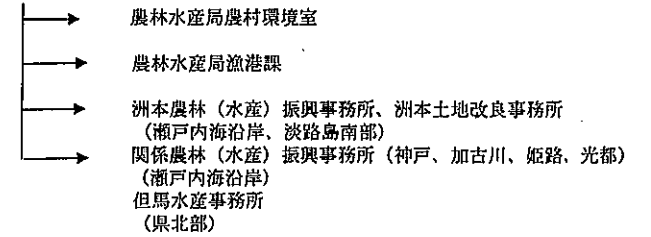
1 洪水予報の対象区域

河川名	区 域	発 表 者
市川	左岸 姫路市砥堀字林ノ谷1400番の22地先から海まで 右岸 姫路市砥堀字荒砂839番地先から海まで	中播磨県民局 神戸海洋気象台

2 洪水予報の対象とする量水標

河川名	洪水予報の対象とする量水標								
	量水標	所在地	水 位					計画高水位	河口からの距離
			水防団待機水位 (通報水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位 (危険水位)			
市川	砥堀	姫路市砥堀	3.30m	4.30m	5.00m	5.40m	5.79m	13.5km	

2 津波注意報、警報の通知



第4節 都道府県知事と気象庁長官が共同で行う洪水予報

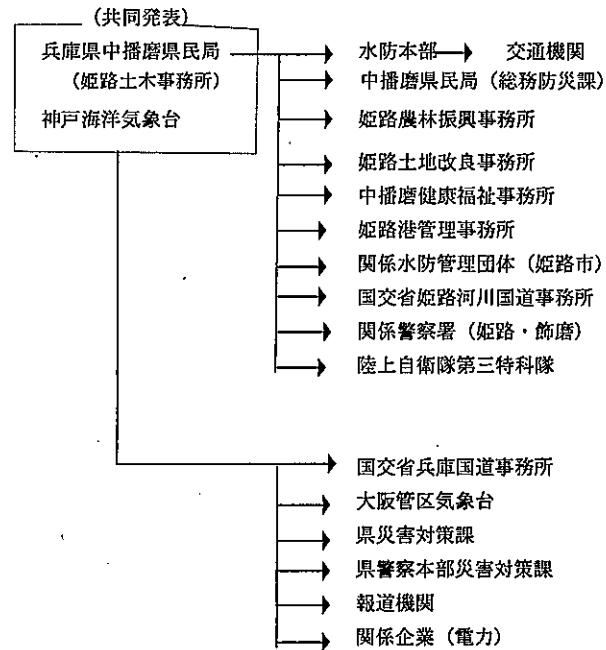
1 洪水予報の対象区域

河川名	区 域	発 表 者
市川	左岸 姫路市砥堀字林ノ谷1400番の22地先から海まで 右岸 姫路市砥堀字荒砂839番地先から海まで	中播磨県民局 神戸海洋気象台
武庫川	左岸 尼崎市西昆陽2丁目18番3地先から海に至るまで 右岸 西宮市一里山町3番12地先から海に至るまで	阪神南県民局 神戸海洋気象台
千種川	左岸 赤穂郡上郡町上郡210番地先から海まで 右岸 赤穂郡上郡町大持285番地先から海まで	西播磨県民局 神戸海洋気象台

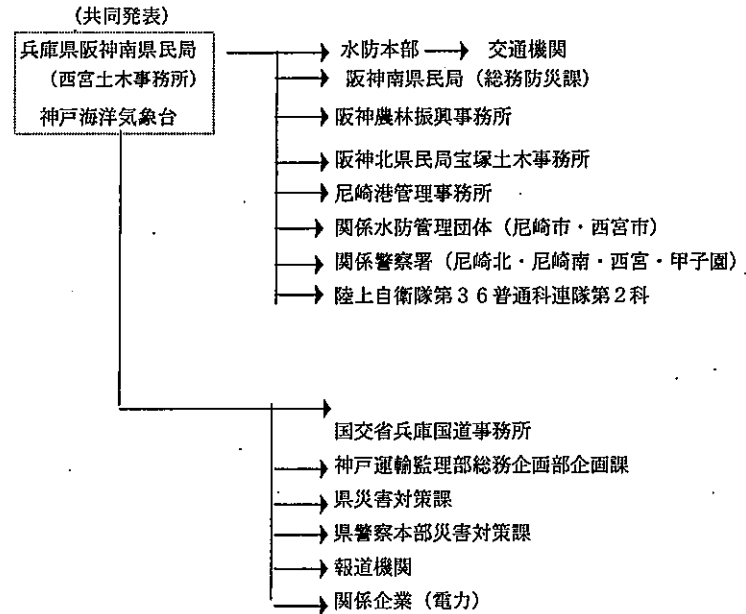
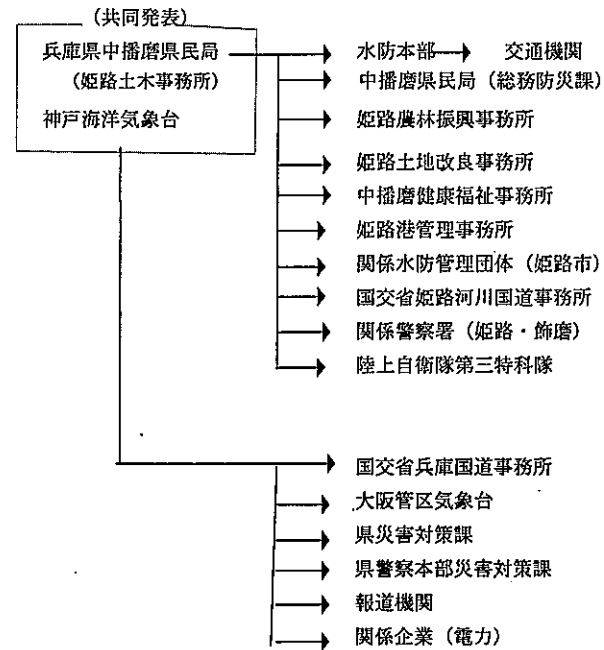
2 洪水予報の対象とする基準地点

河川名	洪水予報の対象とする基準地点								
	観測所名	所在地	水 位					計画高水位	河口からの距離
			水防団待機水位 (通報水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位 (危険水位)			
市川	砥堀	姫路市砥堀	3.30m	4.30m	5.00m	5.40m	5.79m	13.5km	
武庫川	甲武橋	尼崎市武庫豊3丁目	2.20m	3.20m	3.80m	4.50m	5.62m	8.05km	
千種川	上郡	上郡町上郡	2.70m	3.40m	3.80m	4.70m	5.79m	13.5km	

4 洪水予報の通知



4 洪水予報の通知



(共同発表)

